

2008年6月16日

社団法人 電子情報技術産業協会
会長 庄山悦彦様

デジタル私的録画問題に関する権利者会議28団体
社団法人日本芸能実演家団体協議会加盟61団体(賛同団体)

公開質問状

私たちは、2007年11月9日付で貴協会宛に公開質問状をお送りしましたが、いまだにご回答を頂戴しておりません。

そうした中で貴協会は、これまでの長年に亘る文化審議会私的録音録画小委員会における議論の経緯を無視するような見解を2008年5月30日付で公表されました。このことについて、私どもは大きな驚きとともに非常に強い憤りを感じております。貴協会の見解は、著作権法の趣旨を曲解した独善的な意見であり、国民に誤解を与えるものと言わざるを得ません。

そこで、私たちは、このような見解について詳しくご説明いただくために、あらためて公開質問状をお送りすることといたしました。つきましてはお手数ながら、来る6月23日までに前回ご質問した7項目に加えて、下記質問の回答を書面にいただきたくお願いいたします。

(1) 補償の必要性和著作権保護技術に関する貴協会の見解について

貴協会の見解では、「①補償金制度とは、本来、私的複製が際限なく行われることで権利者に重大な経済的損失が生じる場合に、それを補償しようとするもの」であり、「②デジタル技術の進展に伴い、技術的にコンテンツの利用をコントロールすることが容易になっていく中で、補償金制度の必要性は反比例的に減少する。」と述べています。

著作権法30条の立法趣旨は「閉鎖的な範囲内の零細な利用を認めること」(著作権法逐条講義五訂新版 加戸守行著 2006年)であり、「私的複製が際限なく行われること」は同条の予定している範囲を超えるものであることはご承知のはずです。

しかしながら、アナログ機器等の普及や新たに登場したデジタル機器等の発達に伴い、個人の零細な利用も、国民の総体としてみれば、相当の量及び質となる実態があったことから、1991年12月、著作権審議会第10小委員会は補償金制度を導入することを決定しました。

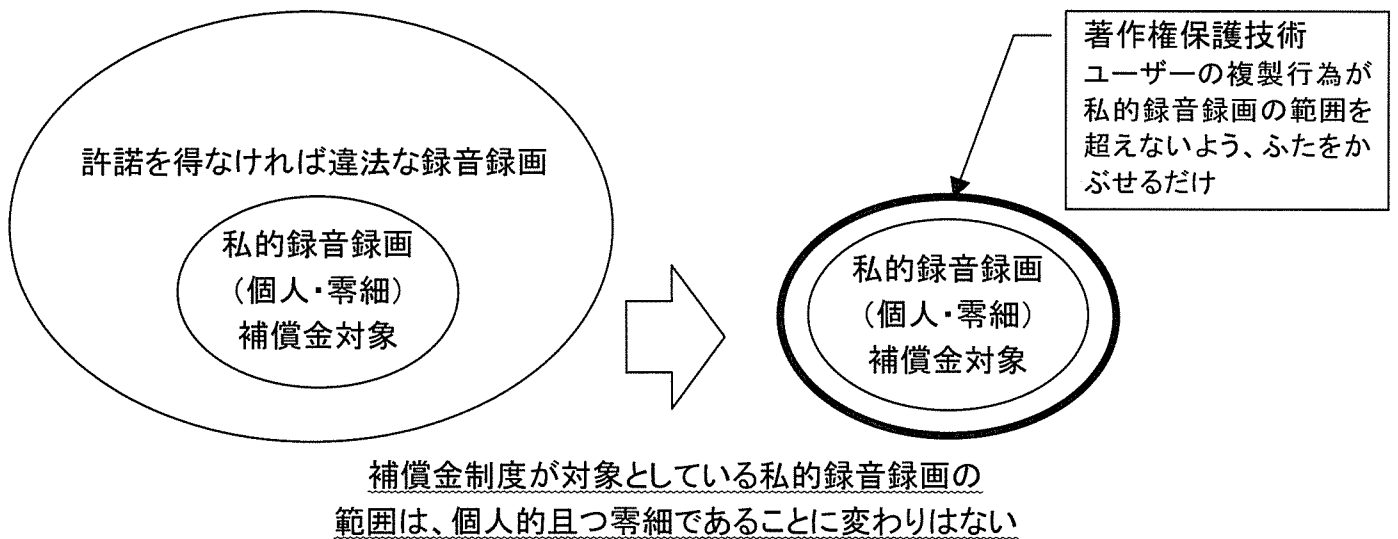
制度の必要性については、同小委員会の報告書に、「これらの実態を踏まえれば、私的録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法当時予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至っているということができ、(中略)現行法立法当時には予測できなかった不利益から著作者等の利益を保護する必要が生じている」と、私的録音録画の総体に着目する形で明らかにされているとおりです。

さらに、昨今の私的録音録画の実態は、コピー技術の高度化、記録媒体の大容量化により、補償金制度導入時の状況から比べれば、はるかに拡大していることに疑問の余地はありません。

こうした制度導入の趣旨等を踏まえると、ユーザーによる複製行為と著作権保護技術の関係は次のとおりとなります。

● 著作権保護技術がない場合

○ 著作権保護技術がかかっている場合



この図のとおり、著作権法第 30 条に基づく私的録音録画は、著作権保護技術の有無に関わらずその範囲は変わらず、補償の必要性もなんら変わるものではありません。

著作権保護技術は、ユーザーの私的録音録画の自由を維持しつつ、著作権法第 30 条の範囲を逸脱した複製が無許諾で不用意に行われないう、コンテンツを保護する役割を果たしているもので、明らかに「補償金制度の必要性」と、「技術的にコンテンツの利用をコントロールすることが容易になっていく」とは相反するものではありません。

【質問1】

貴協会の見解①「補償金制度とは、本来、私的複製が際限なく行われることで権利者に重大な経済的損失が生じる場合に、それを補償しようとするものである。」、同②「デジタル技術の進展に伴い、技術的にコンテンツの利用をコントロールすることが容易になっていく中で、補償金制度の必要性は反比例的に減少する。」とのご主張は、以上申し述べた客観的事実に反するものでありますが、その点につきご意見をお聞かせください。

(2)文化庁提案を、補償金制度の拡大とする見解について

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会における議論は、中間整理(2007年10月12日、以下「中間整理」)としてまとめられ、2008年1月17日には、それまでの議論を踏まえつつ、関係者の主張に配慮した文化庁提案(以下「文化庁案」)が示されることとなりました。

その文化庁案によれば、著作権保護技術(個別の複製行為を制御して課金等を可能とする技術)と契約により、補償金制度によらずとも権利者の不利益を生じさせずに済むと思われる分野(適法配信)について、無許諾での私的複製が許される範囲(即ち補償金制度がカバーする範囲)からはずすことを提案しています。このことは、かねてよりJEITA委員が繰り返し主張されていたことを盛り込む形で取り入れられたものと理解しております。無許諾で私的複製が許される範囲が狭まることの是非については、別な視点での議論はあるべきと考えますが、少なくともこの部分は制度の対象からはずれ、補償金制度は相対的に縮小されることとなります。

また、当面存置される音楽CDからの録音や、地上放送からの録画についても、メディアシフトが生じたり、複製回数制限が厳格化されるなどの事態が生じた場合には、制度の対象から外れることとされており、この点においても、補償金制度が中長期的に縮小されていくこととなります。

これらの「縮小の方向性」については、かねてから私たちが主張していた内容とは大きく異なるものでしたが、4年にも亘る議論を経たうえでのことでもあり、ここで一旦「段階的な結論」を得るためにも、私たちが大きく妥協した部分でもあります。

この提案について貴協会は、2008年4月3日開催の小委員会で「真摯に検討したい」と一旦発言されたにもかかわらず、5月8日開催の小委員会では、突如一転して、「補償金の対象を制度的に拡大していくことが示された」として、受け入れを拒否されました。

貴協会は、新たな機器等が対象となることをもって「拡大」と主張されていますが、補償金の対象となる機器等は「拡大」するのではなく、あくまで「移行」するだけです。私的録音録画に供される機器等がMDから携帯音楽プレイヤーへ、DVDレコーダーからハードディスク内蔵型録画機へと「移行」している実態に応じて、対象機器も「移行」するのは当然のことです。

また文化庁案では、汎用機(パソコン)への課金を明確に否定していますが、「ハードディスク内蔵型機器の指定は、やがて汎用機の指定につながる」というような、極めて荒唐無稽な主張をされていることもすでに報道等で明らかになっています。

拡大という点から見れば、むしろ貴協会加盟社が行う事業として、私的録音録画に供される新たな機器等を次々に開発して市場に投入することで、私的録音録画に用いられる機器や媒体の選択肢が拡大している実態は明らかであり、その点において「拡大」という語法は正しいと考えますが、その中で私的録音録画に供される機器等が淘汰され変化していくことにより、

対象機器等の「移行」が生じることになります。このことを単に「対象機器の拡大」と表現するのは、消費者に意図的に誤解を生じさせようとするものと理解せざるを得ません。

音楽CDと地上放送からの録音録画について補償金制度を存置しようとする場合、それらの私的録音録画に実際に用いられている機器等を制度の対象に加えなければ制度を存置したことにはならず、徴収される補償金は限りなくゼロに近づいていくだけであって、そのことは、私的録音録画が権利者に与える影響とは無関係に補償金制度を事実上消滅させることを意味します。

このように、貴協会の見解は、対象機器の「移行」と制度の「拡大」をいわばすり替えたものであり、国民に誤解を生じさせ議論を混乱させるものといわざるを得ません。

【質問2】

今回の文化庁案において、制度の縮小廃止の方向性が見えないとする理由を、明確にお示しください。

(3)タイムシフト・プレイシフトについて

貴協会は、⑤「新たに補償金の対象に追加するとされている機器は、権利者の経済的損失を直接生じせしめているものではない、いわゆるタイムシフト・プレイシフトを目的とするもの（HDDレコーダー、携帯オーディオプレーヤー）。JEITAとしては、こうした機器を補償金の対象とすることは補償金制度の趣旨に照らし合理性はなく、従って、消費者に不合理な負担を強いるものであるため、受け入れられない。」と述べています。

しかし、これまで補償金制度の対象となってきた、MDや録音用CD-R/RW、録画用DVD-R/RW等においても、タイムシフト・プレイシフトを目的とする利用形態と、タイムシフト・プレイシフト以外を目的とする利用形態はすでに混在しておりました。新たに補償金の対象に追加されるとされているHDDレコーダー、携帯オーディオプレーヤー等もまた同様であって、タイムシフト・プレイシフトを目的とする利用形態のみの用途に供される機器ではありません。

【質問3】

上記の事実がありながら、今後HDDレコーダー、携帯オーディオプレーヤー等が補償金の対象となることが、なぜ「補償金制度の趣旨に照らし合理性はなく、従って、消費者に不合理な負担を強いるものである。」とされるのか、その根拠をお聞かせください。

(4)「クリエイターへの適正な対価の還元」を実現する具体的な方法について

貴協会加盟社を含む関係者全員による成果である「ダビング 10」についてとりまとめた、総務省情報通信審議会第4次中間答申が2007年8月2日に公表されてから10ヶ月目が経過しました。

前回の質問にも触れておりますが、この第4次中間答申においては、ダビング10への緩和に際して、「クリエイターへの適正な対価の還元」を前提条件として掲げており、答申策定の時点でそのことにメーカー委員も異論を唱えていません。

【質問4】

この間、貴協会は、「ダビング 10」の前提条件である「クリエイターへの適正な対価の還元」と私的録画補償金は関係ない、との主張をされておられますが、それでは、ここでいう「クリエイターへの対価の還元」とは、いったいどのような方法で実現されるとお考えなのか、お聞かせください。

国民のためにこの問題を解決する意思があるのであれば、ただ私的録画補償金制度に反対するだけではなく、全ての関係者が納得できる他の具体的な案を示していただくのが、真摯に議論に参加するものとするべき態度であると考えますが、いかがでしょうか。

【質問5】

貴協会による一連のご主張は、「消費者への配慮」という言葉を頻繁に使用されることとは裏腹に、文化庁案を拒否することで「ダビング 10」の実施を危うくしていることだけを取り上げて、「消費者の利益や利便性」よりも、むしろ私的録音録画補償金制度に係る負担のサイクルから、メーカーのみが責任を回避することに固執しているようにしか見えません。私的録音録画が自由であることからもたらされている利益については、消費者だけでなくメーカーにももたらされているものであって、その利益の一部分については、第4次中間答申において「権利者に還元されるべき」とされた対価のリソースに含まれているというのが私たち権利者の考え方です。利益を追求することが企業の目的であることを否定はしませんが、私的複製を可能とする機器等を製造販売して利益をあげる以上、この因果関係と社会的責任からは逃れられないと考えておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

(5)「真摯に議論を続ける」、「主体的に議論に参加する」という姿勢について

貴協会は、2004年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会以来、自らの考えに固執し、独善的な主張を、一方的に且つ一貫性なく述べ続けておられるように見受けられます。

当時の法制問題小委員会においては、ハードディスク内蔵型録音機器は汎用目的を持つ機器であって補償の対象とすべきではない、というのが貴協会のご主張であったと記憶していますが、その後、貴協会委員は、私的録音録画小委員会の場で、「音楽CDのごとく技術は

ございますけれども、ほかの技術との組み合わせでうまくワークしない(中略)そういうものについてはどのように利用されるかをリリースの際には想定できない、という事情もあるかと思えますので、補償を考える余地が生じてくるというふうに考えられる(2007年第4回)や、「音楽CDは著作権保護技術がないほうにカテゴリーせざるを得ない状況に残念ながらなってしまうのかもしれませんが。(中略)強制力のない世界では、当初想定していない利用が出てきてそれが広がっていくことを著作権者側は止めるすべがない。(中略)こういう場合については、補償の可否を検討する必要があるのではないか(2007年第5回)」などと発言されました。

これらの意見も踏まえて、また私的録音録画の実態の中心が「機器」と「媒体」とが別体となった機器から、HDD内蔵型の機器などの一体型の機器へと変化していることなどを踏まえて、「中間整理」では、「録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(例 HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー)」について、「対象にすべきであるとする意見が大勢であった」と明記され、貴協会委員も特段の反対意見は表明されておりません。

しかしながら、2008年5月8日の小委員会の場での発言や今回の見解の中で、こうした経緯を全く無視し、「こうした機器(HDDレコーダー、携帯オーディオプレーヤー)を補償金の対象とすることは(中略)受け入れられない。」と、突如前言を翻す発言をされております。社会的責任のある日本を代表するメーカーの団体として、このような一貫性のない、また、審議のルールを無視したいわば「後出し」のようなことは決して許されるものではありません。

【質問6】

貴協会委員が私的録音録画小委員会において、「補償を考える余地が生じてくるというふうに考えられる」と発言された「音楽CDからの録音」について、現在私的録音の実態の中心的存在となっているHDDレコーダーや携帯オーディオプレーヤーを指定しないで、いったいどのような方法で音楽CDからの録音に係る補償金制度を成立させていこうというのか、お考えをお聞かせください。

また、貴協会が自らの責任を回避するために、こうした一貫性のない主張を展開することによって、どれだけ社会的な混乱が生じているか認識されているのでしょうか。

【質問7】

どのような主旨で、かかる一貫性のない発言をされているのか、わかりやすく説明してください。

(6) メーカーと私たちとの互惠関係の構築について

貴協会の見解に対する質問につきましては、上記【質問1】から【質問7】までの7項目になります。

貴協会が今回発表された見解の経緯として述べられている最後の項目には、「我が国コンテンツの振興のために、権利者に適正な対価が支払われるべきことは当然」や、「デジタル技術の進展、コンテンツ産業の育成など総合的な視点から、引き続き補償金の議論に主体的に参加してまいります」などの文言が記載されておりますが、非常に残念ながら、現時点での貴協会の対応は、それと正反対の方向しか示していません。

私たちは今でも、貴協会加盟社と私たちの関係が本来どのようにあるべきかについて、これまでの否定的な関係を清算して、新たな互助関係を構築したいと考えており、ここで2007年11月9日付でお送りした公開質問状に記載しておりました最後の質問を重ねていたします。

コンテンツとハードウェアはコンテンツ大国の実現のための車の両輪であるとよくいわれます。我々は優れた技術開発の成果である様々な機器等の恩恵を受けて活動をし、時にはそこからインスパイアを受けることすらあります。メーカーもまた、優れたコンテンツの訴求効果の恩恵を受け、時にはコンテンツから技術や製品が生まれ出ることすらあります。そのように、本来互惠関係にあるべき両者が相協力すれば更なる成果が期待できると考えていますが、こと補償金制度に関する限り、貴協会の態度は一貫して頑なであり、かつ敵対的です。

こうした状況を打開してより良い関係を実現するために、ともに手を携えることはできないのか、お考えをお聞かせください。

(なお、2007年11月9日付公開質問状につきましても念のため同封させていただきました。)

以上

記

■公開質問状への回答送付先:

〒163-1466

新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F

実演家著作隣接権センター運営委員 椎名和夫宛

■公開質問状の回答期限: 2008年6月23日